

盛岡広域振興局長告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年11月29日

盛岡広域振興局長 石 田 知 子

1 就任

理事

日 戸 重 雄 八幡平市大更第43地割5番地2

2 退任

理事

中軽米 幸 雄 八幡平市松尾寄木第17地割68番地